

## 12-2 各種プロジェクト助成規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本愛玩動物協会（以下「本協会」という。）定款第4条第1項第5号の規定に基づき、本協会の目的の達成に必要な各種プロジェクト（調査研究活動を除く）の活性化及び関連プロジェクトの推進を図るため、プロジェクト費用の助成に関する事項を定める。

(助成対象となる事業)

第2条 愛玩動物の愛護と適正な飼養及び管理に関する公益または本協会の事業の発展に資するプロジェクトを対象とする。

(応募及び資格)

第3条 一般公募及び役員からの推薦による。原則として法人格を有する団体または法人格を有する団体が主たる構成員となっている合議制の団体を対象とする。

(助成金額及び件数)

第4条 助成金の総額及び助成件数は、当該年度の収支状況を勘案し、毎年決定する。

(選考方法及び助成の決定)

第5条 業務執行理事会にて選考の上、理事会の承認を経て決定する。

(助成対象者の義務等)

第6条 助成対象者は、本協会が定める期限までに、プロジェクト実施報告書及び助成金についての収支報告書を提出する。

2 提出されたプロジェクト実施報告書は本協会の広報誌やホームページ等で公表する。  
またプロジェクト実施結果を発表する場合、本協会の助成を受けたことを明示する。

(補則)

第7条 応募手続きに関する以外の、選考・審査に関する問い合わせ及び応募書類の返却はしない。

2 助成対象団体の名称及び助成対象プロジェクトと助成金額を公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決によって行う。

### 付 則

1. この規程は、平成26年6月1日から施行する。